

都島区生涯学習推進員要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「大阪市生涯学習推進員設置要綱」に基づき、都島区における生涯学習推進員に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 生涯学習推進員は、地域における生涯学習の振興に関し、大阪市生涯学習推進員設置要綱第2条に基づき、次の任務を行う。

- (1) 生涯学習ルーム事業の支援
- (2) 生涯学習についての啓発
- (3) 学習ニーズの収集、人材の発掘
- (4) その他、生涯学習の振興のために区長が定める事項

(委嘱予定者)

第3条 区長は、委嘱予定者をとりまとめ教育委員会に報告する。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、都島区長が定める。

(附則) この要綱は平成26年4月1日から施行する。

(附則) この要綱は平成27年4月1日から施行する。